

| no. | 質問 | 回答 | 参考 |
|-----|---|--|--|
| 1 | <p>(軽微な工事での事前調査) 外壁への電動ドリルの穴あけで何ミリまで良いのか?それとも、電動工具を使用する時は全てなのか?</p> | <p>事前調査の除外規定の1つである軽微な作業とは、「釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業」とされています。 なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、穴あけ径の大きさに限らず、事前調査を行う必要があります。</p> | <p>「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」(令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号) p.4</p> |
| 2 | <p>国土交通省・経済産業省の「石綿含有建材データベース」から検索し試してみたのですが、結果が出ませんでした。</p> | <p>石綿(アスベスト)含有建材データベースに登録されている建材情報は、 ①石綿(アスベスト)含有が建材メーカー等により確認された建材 ②石綿(アスベスト)含有の可能性のある建材 となります。 すべての建材情報が登録されているわけではないため、検索した建材が検索にかからない場合もあります。検索にかからなかったので、アスベスト無含有とはなりません。 なお、「アスベスト非含有建材」の一覧表に記載されていることが、アスベスト無含有の根拠にはならないので注意してください。</p> | <p>石綿(アスベスト)含有建材データベース 関連情報 ご利用上の注意</p> |